

平成 26 年 1 月 28 日
沖縄電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
[業務用電化厨房契約（選択約款）]

当社は、このたび、電気事業法第 19 条第 12 項の規定に基づき届出を行なった選択約款の業務用電化厨房契約（平成 26 年 3 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだ割引単価等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第 47 条の 3 の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、4（料金）に定める割引単価および附則 3（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で四捨五入しております。

（1）4（料金）に定める割引単価

区分および単位	割引単価	消費税等相当額
電化厨房電力量1キロワット時につき	円 3.24	円 0.24

（2）附則 3（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める割引単価

区分および単位	割引単価	消費税等相当額
電化厨房電力量1キロワット時につき	円 3.15	円 0.15

以上